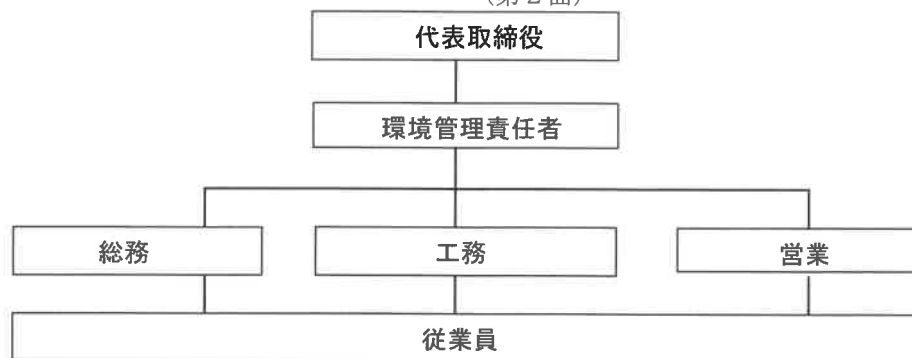


産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 27日	
高知市長 殿	
提出者 住 所 高知市仁井田新築4586番3 氏 名 有限会社 村越工業 代表取締役 村越泰弘 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-847-1525	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高知大学（朝倉）高知地震観測所とりこわし工事 他
事業場の所在地	高知市朝倉本町二丁目17番47号 他
計画期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	解体工事業
②事業の規模	完成工事高 9億2千万円（前年度実績）
③従業員数	31名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・建設工事で発生したコンクリートがらやアスコンがら及びがれき類は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者にて再生砕石として再資源化。 ・建設工事で発生した木くずは、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者にて燃料用チップとして再資源化。 ・建設工事で発生した金属くずは、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者にて製鉄原料として再資源化。 ・建設工事で発生したガラスくず・陶磁器くずや廃プラスチック類、紙くずや繊維くず及び石膏ボードは、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者にて再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(第2面)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・陶磁器くず	繊維くず	廃プラスチック類
	排出量	9,040.3 t	31.4 t	7.2 t	118.2 t
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	木くず	廃蛍光管	金属くず
	排出量	70.2 t	382.8 t	0.1 t	177.8 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	廃油		
	排出量	8.1 t	0.1 t		
	(これまでに実施した取組)				
	・従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。 ・施工計画段階から廃棄物の発生の少ない工法等を選択、利用しています。 ・廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進しています。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・陶磁器くず	繊維くず	廃プラスチック類
	排出量	9,000.0 t	30.0 t	7.0 t	100.0 t
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	木くず	廃蛍光管	金属くず
	排出量	70.0 t	300.0 t	0.1 t	100.0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	廃油		
	排出量	8.0 t	0.1 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	・これまでに実施した取組をさらに徹底します。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
	種類：がれき類、ガラスくず・陶磁器くず、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボード、紙くず、金属くず、蛍光管 他 取組：できる限り選別し、再利用しています。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
	種類：がれき類、ガラスくず・陶磁器くず、繊維くず、廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボード、紙くず、金属くず、蛍光管 他 取組：これまでに実施した取組をさらに徹底します。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・陶磁器くず	繊維くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	9,040.3 t	31.4 t	7.2 t	118.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	9,040.3 t	31.4 t	7.2 t	118.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	木くず	廃蛍光管	金属くず
	全処理委託量	70.2 t	382.8 t	0.1 t	177.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	70.2 t	382.8 t	0.1 t	177.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	産業廃棄物の種類	紙くず	廃油		
	全処理委託量	8.1 t	0.1 t		
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	8.1 t	0.1 t		
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	(これまでに実施した取組)				
	・委託基準に従い、再生利用を優先した産業廃棄物処理業者を選定し、適正な委託契約をしています。				
	・委託契約書及びマニフェストについて、適正に記載されている事を確認し、5年間保管しています。				

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・陶磁器くず	繊維くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	9,000.0 t	30.0 t	7.0 t	100.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	9,000.0 t	30.0 t	7.0 t	100.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	木くず	廃蛍光管	金属くず
	全処理委託量	70.0 t	300.0 t	0.1 t	100.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	70.0 t	300.0 t	0.1 t	100.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	産業廃棄物の種類	紙くず	廃油		
	全処理委託量	8.0 t	0.1 t		
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	8.0 t	0.1 t		
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者				
	(今後実施する予定の取組)				
	・これまでに実施した取組をさらに徹底します。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。